

# 「原発なくそう！九州玄海訴訟」NEWS Vol.10

2014. Nov



発行元/

「原発なくそう！」

九州玄海訴訟原告団・弁護団

〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10

ニュー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所気付

Tel.0952-25-3121 Fax.0952-25-3123

メールアドレス no-genpatsu@bengoshi-honryu.com

ホームページ http://no-genpatsu.main.jp



## 第10回口頭弁論を終えて

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

「原発なくそう！九州玄海訴訟」は、今回の第10回弁論に至り、被告九電側が、新規制基準も含めて玄海原発は安全との準備書面を出しました。しかし、これに対して、再稼働を申請していない1, 2号機については安全と考えるのかどうかの厳しい追及が原告代理人から出され、九電側も準備書面提出も含めて検討するといわざるを得ませんでした。

原告側代理人は、福井地裁の大飯原発差し止め判決に関する準備書面や、避難計画も出来ない原発の再稼働をすべきでないとの準備書面について意見を述べました。

今度の弁論で、九電や国の反論は終わり、いよいよ私たちの側から勝訴判決を勝ち取って解決をはかっていく段階に入りました。特に、私たちは、福島での原発事故を繰り返さないことを前提に壮大な世論を作ることを目的に、1万人原告づくり、国の原発推進政策を断罪しながら、全国規模での原告の連帯を目指してきました。

こうした中で、2014年5月21日の福井地裁判決を勝ち取り、この秋には脱原発原告全国連が結成されるなどの成果を上げてきました。いよいよ全面解決に向けて闘うときが来ました。そのためにも、1万人原告を早期に達成して頑張っていきましょう。

### 東島弁護士の 第10回口頭弁論 ココがポイント!



- 1 昨年12月、今年の3月、7月、10月と九州電力が原発の安全性について主張することになっていましたが、実質に乏しい主張しかしないことが続いています。今回は、①新規制基準の概要(14ページ)、②設備として安全性が確保されている(26ページ)との主張を出ただけです。九電代理人は「主張は一応終わり」と言いました。福島第一原発事故による甚大な被害により原発安全神話が吹き飛び、本年5月の福井地裁判決が出ている現在において、28ページで安全性の主張が基本的に終わりなどとは、いかにまともにも考えていないかの証拠です。その後、原告弁護団から「1・2号機のことにはふれていないが、その主張はしないのですね」との指摘をされると、あわてて「検討します」などというお粗末さでした。
- 2 原告側からは、①福井地裁判決の意義とそれが玄海原発にも当てはまること(23ページ)、②あるべき避難計画について、緊急時の避難だけではなく、避難先での人格権の確保、帰還及び帰還断念後の生活再建までトータルの計画が必要だ(99ページ)との主張をしました。
- 3 大飯原発福井訴訟の原告団代表の中島哲演氏は、小浜市での原発誘致を市民の力ではねのけたのに隣接の大飯町に原発ができ10キロ圏内の75%を占める小浜市民の意思は全く考慮されないこと、地裁では裁判官が福島の子供を正面から向き合ってくれたことなどを陳述しました。また、九州川内訴訟の原告の杉原洋氏は新聞記者としての経験などから、原発が「犠牲のシステム」であることを述べ、3・11後原発立地や周辺でも原発再稼働反対が多数意思であることを実例をもって話されました。



9月10日、11回目の追加提訴。  
新たな原告は446人、原告総数は  
8516人になりました。

### 目次 CONTENTS

第10回口頭弁論を終えて…	1
ココがポイント…	1
意見陳述…	2
杉原洋氏/中島哲演氏	
原告側準備書面22の要旨説明…	6
脱原発原告団全国連絡会結成…	8
原告団交流ひろば…	9
参加者の感想など…	10

広げてください! 1万人まであと 1,500 人☆あなたのご家族・友人、知人を原告に。委任状と申込書はホームページ(<http://no-genpatsu.main.jp>)からダウンロードできます。事務局にご連絡いただければ、郵送いたします。

# 意見 陳述書

原告 杉原 洋氏  
原告 中嶋 哲演氏



報告集会。300人が参加しました。

□ 原告

杉原 洋氏

(反原発・かごしまネット事務局長)



## 1 私がこの目で見えた「原発がつくる犠牲のシステム」

私は、鹿児島市に本社を置く南日本新聞社の記者を37年間務め、2008年からは鹿児島大学法文学部でジャーナリズム論などを教えています。現在、市民団体「反原発・かごしまネット」の事務局長であり、川内原発の運転差し止めを求める九州川内訴訟の原告の1人でもあります。

南日本新聞の記者時代には、1979年から2年間、薩摩川内支社に勤務した経験があります。当時、川内原発1号機の建設が始まっていましたが、79年3月にスリーマイル原発事故が起き、建設工事も一時停滞、原発設置手続きも「第2次公開ヒアリング実施」が義務づけられるなど、制度が改められた時期でした。市を二分する賛否の中で、私は取材を進めました。そのとき感じたのは、原子力災害の危険性を抱える原発を過疎地に押し付け、発電した電力は人口密集地の都会が使うという構造のおかしさです。また電源3法に基づく交付金制度が、財政力の脆弱な自治体を原発依存自治体に作りあげる構造のおかしさも感じました。これらは地方に犠牲を押し付ける差別的な仕組みです。しかも事故が起きても電力会社は責任を取ろうとしません。まさに原発がつくる「犠牲のシステム」です。

## 2 鹿児島でも明らかとなった世論の変化

裁判官もご承知の通り、政府・電力企業は、日本の全原発48基が停止している中で、最初に川内原発を再稼働させようとしています。知事や地元市長が再稼働に積極的であり、再稼働への抵抗がほとんどないと考えたのかもしれませんが。

しかし、福島第一原発の重大事故のあと、日本人の原発に対する見方は、明らかに変わり始めています。鹿児島県でも同じです。事故翌年の2012年の県知事選挙では、脱原発を掲げた新人が立候補し、20万票を超える得票でした。一方で、当選した現職知事は40万票に届かず、得票率もその前の選挙の72%から66%へ大幅に減りました。自治省官僚が知事に横滑りすることが繰り返されてきた鹿児島では極めて異例のことです。

今年になってからは「再稼働ノー」の声が広がり始めています。原発の足元である薩摩川内市では、市民団体が6月に公表した市民アンケートで、再稼働反対が85%、賛成7%と圧倒的な差がつかしました。薩摩川内市では、親戚に九電関連企業に働く人がいたり、ホテル業界やタクシー業界などを中心に「原発がなければ町が廃れる」という主張があるため、原発問題を表立って話題にすることが憚られてきましたが、このアンケートは、市民の本音が現れてきたことを示すものです。

同じ薩摩川内市では8月に、原発から12キロに位置する山之口自治会が「納得のいく避難計画完成なしに再稼働に同意するな」との陳情を、市長と市議会議員に提出しました。自治会は町内会にあたる組織で、そこがまとめて声を上げたのは初めてのことです。

薩摩川内市の南隣のいちき串木野市では、人口約3万人の半分以上の1万5464人が、「避難計画がない中での再稼働反対」に署名しました。いちき串木野市は、

万一の事故の場合、市民全員が避難対象になりますが、市民の不安・不信が根強いことがはっきりしました。

いちき串木野市議会と、さらに南隣の日置市議会は9月30日、いずれも「再稼働に必要な地元同意の対象範囲に自分の市を加えるよう求める」という趣旨の意見書を可決しました。県知事は「「地元」とは薩摩川内市と鹿児島県だけだ」と繰り返していますが、それへの不満が現れたと言えます。

薩摩川内市の東隣の始良市は、原発から30キロ圏の区域を抱えており、市議会が7月に「川内原発の再稼働反対」とどまらず、「廃炉を求める」という意見書を採択しました。市議会議長は新聞のインタビューで「たとえ原発の新しい安全神話を語られても、福島第1原発事故の状況を見た後では信じられない。国への不信感が今回の意見書の可決につながった」と話しています。

南日本新聞の県民世論調査では、「再稼働反対・どちらかといえば反対」が59.5%で、「賛成・どちらかといえば賛成」の36.8%を大きく上回りました。

このように一度は原発を受け入れた地域の深部から、世論の変化が起き始めています。住民が「原発の犠牲システム」のおかしさに気づき始めているからです。これが再稼働反対の世論の実態なのです。

### 3 避難計画を審査対象としないのは住民の人権侵害である

国の「安全・安心」強調とやらはらに、私たちが不信を抱く大きな理由は、避難計画が本当に機能するとは到底思えないからです。これは川内原発でも玄海原発でも同じです。

川内原発で万一の事故の場合、避難先は多くの場合、南または南東の自治体選ばれています。しかし川内原発では北西または北風が優勢です。つまり、放射能が拡散する風下の方向に避難するという事になっていきます。とんでもないことです。

また、原発事故につながるような大地震、津波などの大災害が起きれば、道路の破壊、冠水や崖崩れの可能性もあります。しかし、避難計画は、これらの複合災害を考えた計画にはなっておらず、例えば、津波ハザードマップでは浸水の危険地区になっている場所に原発事故の避難所が予定されていたりします。

さらにひどいのは1人では避難できない人たちです。病院や社会福祉施設にいる人々は、寝たきりのまま車に

乗る特別の車両が必要ですし、介護・看護する付き添いの人が一緒になければ避難は無理です。避難先も元の病院や施設と同等の設備が整っていなければなりません。本来、この人々は最優先で避難する必要がありますが、計画は全く不十分です。鹿児島県知事にいたっては、10キロから30キロ圏の要援護者の避難計画について、「空想的なものは作れるが、作っても機能しない」と驚くべき発言をしました。これらの人々を切り捨てるのと同じで、県民の生命・財産を守る責務を放棄するものです。まさに人権無視です。

避難計画にはこのように深刻な問題点がたくさんありますが、原子力規制委員会は、避難計画が実効的かどうかを審査の対象としていません。しかし、国際的には、原発の安全対策は5層の多重防護が求められます。5層目が防災で、「妥当で実行可能な緊急時の避難計画」が策定されなければ原発の稼働は認められません。規制委員会の審査は国際水準を満たしていません。国民の命と暮らしを守ることを前提としないような審査で原発再稼働を認めようというのが、現在の日本政府の態度です。これは明らかに間違いです。

### 4 九州全体が被害地域であること

大飯原発に関する福井地裁判決は、「原発から250キロ圏内に居住する者は…原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められる」と判断しました。250キロという範囲は、福島原発事故の際、原子力委員会委員長がそこに住む住民に避難を勧告する可能性を検討した範囲でもあります。

私は川内原発から約50キロで暮らし、玄海原発から250キロ以内にも住んでいます。いずれの原発で万一の事故があっても、原発災害の避難民にならざるを得ないでしょう。そんなことはまっぴらです。原発がなければ原発災害は起こらないのです。避難する必要もないのです。玄海原発、川内原発から250キロというのは、九州の大部分が範囲に入ります。要するに、万一の場合、九州全体が被害地域になります。だからこそ、私は川内訴訟の原告でもあり、玄海訴訟の原告となりました。

私は、私自身や家族の命を守るためにも、玄海原発の運転差し止めの判決を求めます。

以上



## □ 原告

## 中 鷲 哲 演 氏

(大飯原発福井訴訟原告団代表)



## 1 大飯原発差止訴訟・福井地裁判決を受けて

今年の5月21日、福井地方裁判所で私が原告団代表を務める大飯原発差止訴訟の判決が言い渡されました。法廷は、今日と同じように私たち原告団弁護士団で満員でしたが、被告側には誰ひとりいませんでした。

「フクシマ」の原発震災は、地元住民だけでなく広大な周辺地域の住民から、自然や地域社会、過去の思い出や未来の希望まで奪い尽くしています。このフクシマの現状をふまえて、樋口裁判長は250 km 圏内に居住する原告の「人格権」を優先し、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活することが国富であり、これを取り戻すことができないことが国富の喪失である。」と喝破しました。拍手が鳴りやまず、マスコミからも画期的な素晴らしい判決と報道されました。

この判決は原発に反対する人々が長年訴え続けてきたことと、フクシマ原発震災後に全国に広がった世論との結晶であり、感無量でした。今日は、一宗教者として、この玄海原発差止裁判に対する意見を述べさせていただきます。

## 2 これまでの反原発運動

私は、福井県小浜市にある真言宗・明通寺の住職です。寺は、1200年余り続く山寺で、本堂と三重塔は国宝に指定されています。私は「一切の生きとし生けるものは幸福であれ…遠くに或いは近くに住むものでも、すでに生まれたものでも、これから生まれようと欲するものでも、一切の生きとし生けるものは幸福であれ。」というブツダの教えに親しんではいましたが、社会問題に特別関心を持っていたわけではありませんでした。

しかし、学生時代に原爆被ばく者から原爆投下後の惨状、被ばくの後遺症等、まさに生き地獄の体験を聞き、誰にも同じ体験をさせたくないとの思いで原水爆禁止運動に取り組まれる姿を見て、心を打たれました。私は若狭へ帰り副住職となってからも被ばく者を訪ね歩きました。子どもの結婚に差し支えたと隠れ暮らしていた方が

被ばく者健康手帳交付を受けられるよう支援したとき、被ばくが「これから生まれようと欲する」子孫へも苦悩を与えることを思い知りました。1968年頃からは、地元の被ばく者が原爆専門医師から診察を受けられるよう、被ばく者援護のための托鉢を始めました。毎月、寺周辺全80戸を訪ね、托鉢の趣旨を伝える月刊の伝道紙をお渡しました。1994年の被ばく者援護法の成立をもって26年半で終了することにしました。

托鉢を始めたのと同じ頃、小浜市に原発誘致問題が浮上しました。すでに敦賀、美浜、高浜では7基の原発が計画・建設中で、当時の小浜市長や市議会多数派も積極的に誘致を唱えていました。原発にはほとんど無関心だった私は、なぜ原発に「五重の壁」が必要なのか？なぜ電力を大量消費する都市に原発を設置しないのか？なぜ巨額の交付金がばらまかれるのか？分からないことばかりでした。そこで、原発の講演会に参加すると、100万 kw の原発が1日稼働するだけで広島型原爆3発分、1年間で1000発分の死の灰を生成・蓄積するという科学者の解説を聞いて、原発が危険だから五重の壁が必要で、都市に設置できず、地元へ交付金をばらまく必要があるのだと、私の疑問は氷解しました。

電力と引き換えに膨大な死の灰を生成・蓄積するという原発の「正体」を知ってから、私は迷いなく、原発阻止活動を行ないました。1971年に「原発設置反対小浜市民の会」(以下、「小浜市民の会」といいます。)が発足し、事務局長を務め、反原発運動が全国的に分裂していく中、小浜市民は大同団結して有権者24000人中過半数の署名運動等を行ない、小浜原発を3度、使用済み核燃料中間貯蔵施設を2度阻止しました。

しかし、周りの市や町では反対運動が切り崩されてきたため、小浜市民の会は40年以上経っても解散できません。大飯原発は、小浜市の西隣・おおい町にありますが、直線10 km 以内の住民のうち75%は私たち小浜市民です。私は、死の灰を生成する原発の「正体」を繰り返し訴えなければなりません。大飯原発3・4号機増設当時の1983年に小浜市民に行なったアンケートには、「子ども孫の代まで一生死刑宣告を受けたのと同じ。」「何年か先、いろんな困ったことが出てきてその時になって子や孫からこれを許した我々が、どれだけうまれることか、あやまってすむような単純なものではない。」「家の二階から(大飯原発が)よく見えて事故なき毎日を祈り居る状態です。」と悲痛な叫びがありました。

しかしそれでも、小浜市民は単なる「隣接自治体の住民」として大飯原発反対の意思は排除され、小浜市は、隣接・周辺自治体に15基もの原発がひしめく世界一の原発密集地のど真ん中にある市となってしまいました。

### 3 大飯原発再稼働

2011年のフクシマ原発震災により、多くの住民や原発労働者は、現在も放射能汚染、被ばくを余儀なくされています。この過酷な現実により、多くの国民も、原発の「正体」を知りました。

にもかかわらず、翌年には、電力会社と国が大飯原発3・4号機を再稼働させるというのですから、福井県民は怒り、各市町議会が県知事宛てに再稼働を止めるよう意見書を提出し、各地で集会や講演会が開かれました。私は、フクシマの犠牲者・被災者に思いを寄せつつ、再稼働阻止の世論の広がりを願って、2012年3月25日から1週間、ハンガーストライキを行いました。それでも、福井県民の思いすら無視されて大飯原発は再稼働されてしまいました。

### 4 裁判について

そこで、人権擁護最後の砦である司法に、最後の望みをかけて、私たちは、大飯原発稼働差止の裁判を起しました。

樋口裁判長は、大飯原発が再々稼働する前に判決をしなければ裁判の意味がないと、積極的に求釈明を行い、原告側の弁護士さんたちは、真摯に沢山の書面を作成して提出していきました。一方、被告の関西電力側は、求釈明に対しあいまいな返事をする事が多く、約束した書面の提出期限に遅れることもありました。電力

会社が原発の必要性や安全性に自信を持っているのなら、こんな対応はしないと思います。そうして、最初に述べた画期的判決が出たのです。

### 5 玄海原発訴訟について

私は、玄海原発から250km圏内に居住するわけではありません。しかし、大飯原発の抱える問題は全国の原発と共通であり、特に、玄海原発3・4号機は、大飯原発3・4号機と同じ加圧水型で出力各118万kwの巨大原発です。再稼働すれば、膨大な死の灰が生成されます。一つ再稼働を許すと、なし崩し的に全国の原発が再稼働され、次に原発が全面停止するのは第2のフクシマが発生したときになってしまうと思い、この裁判に原告として参加しました。

被告の九州電力のみなさん、労多くして功少ない再稼働の道ではなく、貴社の健全経営と市民から支持される脱原発への英断を速やかに行ってください。

裁判長、原発から250km圏内の住民の「人格権」は「平等」に担保されてきたと思われませんか。現在54基ある原発のどの地元でも反対運動が繰り広げられましたが、玄海町の住民たちが自由な議論を交わして原発を受け容れたと思われませんか。大都市による過疎地域への原発押し付けという差別的構造があり、その延長上に、人格権の根幹部分たる「生命や生活」までも過酷に侵害されているフクシマの現状があると思えてなりません。福井地裁の判決もここまで踏み込んだ言及はありませんでしたが、この玄海原発差止訴訟の司法判断で深めていただけるよう切望しています。

裁判官の方々には、「司法は生きている」と胸を張って判決を書いていただきたいとエールを送って、私の意見陳述を終わります。

以上



客席からは九電代理人役の弁護士にヤジも。大いに盛り上がった模擬法廷



## 原告側準備書面22

## 「あるべき避難計画」要旨説明

準備書面22では、原発事故が発生し、放射性物質が外部に漏れだしたときに、周辺の住民を安全に避難させることができないこと、したがって、原発の稼働は決して許されないことを述べます。

最初に疑問提起です。

そもそも、なぜ、原発事故が起こった際の対応策を事前に決めておかなければならないのでしょうか。それは、原発が、人間が造った技術である以上、必ず事故を起こす存在だからであり、そうであれば、その事故に対する対策を決めておかなければならないからです。

不幸にも福島第一原発事故を経て、原発が絶対に事故を起こさないことなどあり得ないことが実証されました。現在では、国も「絶対に事故を起こさない」などとは言いません。だからこそ、国が新たに策定した新規規制基準は過酷事故が発生し得ることを前提に、過酷事故対策を定めています。

原発は必ず事故を起こす、しかもいったん事故を起こせば、極めて広い範囲に、甚大な、しかも不可逆的な被害をもたらします。

このような原発の存在が許される場合はあるのでしょうか。

仮にあるとすれば、次の3つの条件が揃った場合です。第1に、事故を防ぐためにあらゆる備えをすること。第2に、原発の必要性が極めて高いこと。第3に、万が一事故が起こっても、国民の誰も被害を受けない万全の対策が講じられていること。国や電力会社も、裁判外では、このような論理を主張するようです。

しかし、原発の必要性がないことは本訴訟で明らかになっています。そして、事故を防ぐためのあらゆる備えがされていないことも明らかです。つまり、3つの条件のうち2つは既に破綻しています。

では、3つ目の「事故が起きた際の万全の対策」はどうでしょうか。

これもまた、これから述べるとおり、全くできていません。

ところで、事故が起きた際の対策、これからその対策のことを「防災計画」と呼びますが、あるべき「防災計画」とは、どうあるべきか、そして、何を定めているべきでしょうか。

防災計画は、原発事故が起きた際に生じ得る被害を防ぐものでなければなりません。そうであれば、あるべき「防災計画」を考えるにあたってその基礎とすべきは、実際に起きた被害、つまり福島第一原発事故で起きた被害です。福島第一原発事故の被害を教訓に、それら

被害を二度と繰り返さない防災計画が、あるべき防災計画といえます。

準備書面22では、福島第一原発事故が発生してから、今なお続く人々の被害を、詳細に論じています。詳細は書面の中身を読んでいただくとして、ここでは原発事故によって生じた被害について簡単に述べたいと思います。

福島第一原発事故が起きて、人々に被害が生じた場面は、3つに分けることができます。

まず、事故発生後、避難地に落ち着くまでの間の場面、次に、避難生活中の場面、最後に、避難を終えて故郷に戻ったり、あるいは故郷に戻ることを断念した場面です。

これら被害の内容はいかなるものだったのでしょうか。

まず、事故発生後、避難地に落ち着くまでの間の場面です。

福島第一原発事故では、原発事故について住民に適切に情報提供されなかったために、避難時に大きな混乱が生じました。理由もわからず避難した住民は長期間の避難への備えを全くせず、着の身着のまま逃げまどいました。中には、医療関係の書類等を持ち出せなかったために、持病を悪化させた住民もいます。

避難開始直後の混乱について、私たちは、「避難弱者」という文献を証拠として提出しました。その中には、福島第一原発事故発生後の、周辺住民の生々しい体験談が載せられています。原発からわずか7 km の地点の住民は、3月12日朝9時に避難を指示されたものの、準備をする内に出発が10時を過ぎてしまったこと、避難するための道路が大渋滞になってしまったこと、途中暑いので冷房をつけたいがガソリンの減りを気にしてつけなかったこと、普段であれば20分ほどで到着するところが5時間かかったことを、述べています。

住民のうち、病人や障がい者などの災害時要援護者の避難は特に深刻です。福島第一原発では、20 km 圏内に7つの病院があり、それぞれ独力で避難手段や受入先の確保を行わなければいけませんでしたが、それはできませんでした。介護老人保健施設も含めての数字ですが、3月末までに少なくとも60人が避難生活により衰弱して亡くなりました。その中の1つ、双葉病院では、10時間に及ぶバスでの避難途中で車内で3人が亡くなり、翌日早朝までに11人が死亡しました。

原発事故による避難は、住民に極めて重い負担をもたらし、場合によっては、死すらもたらすのです。これら被害を繰り返さないために、防災計画では、住民を安全に逃がすためのあらゆる対策を講じる必要があります。

次に、避難生活中における被害についてです。

住み慣れた自宅から離れて暮らす苦痛は当然のこと、暮らす場所は、プライベートの確保されない集団避難所や、仮設住宅です。もともと同居していた家族がスペースの少なさから、バラバラに住まざるを得ないこともあり、その精神的苦痛は多大です。

長引く避難生活により、ふるさとで培ってきた人間関係や生き甲斐は断たれます。脈々と受け継がれてきた地元文化も喪失していきます。

人間関係や生き甲斐、精神的なつながりである文化を奪われ、福島第一原発事故の避難者は多大な精神的負荷を強いられています。福島県における震災関連死の人数は、今年3月31日時点で1704名にものぼりました。

避難生活は、住民に多大な精神的苦痛をもたらし、死を早めるものです。

避難生活は住民の心身に負担をもたらさないものでなければなりません。

最後に、ふるさとに戻り、または、帰還を断念した場合の被害です。

現在、国は、一部地域について、帰還政策をとっています。

しかし、原発事故によって近隣自治体とのあらゆる共存関係が断たれたこと、放射線被ばくへの不安が払拭できないために、帰還は進んでいません。例えば、2012年1月31日に帰村宣言を發した川内村は、10歳未満の帰村率は10%程度に過ぎず、高齢化率は事故前の2倍にものぼってしまいました。他の市町村でも同様の事態が生じています。現在国がとっている帰還政策は、避難者の生活を元に回復させるものではないということです。

では、帰還断念者はどうでしょうか。

帰還断念者もまた、ふるさとの人間関係や地域社会とのつながりを分断され、「故郷から逃げた者」として負い目を感じ、苦悩をし続ける生活を送る被害を受けます。

防災計画には、ふるさとの原状回復、失われたコミュニティを復興させる計画が含まれていなければなりません。

福島第一原発事故の被害から明らかになったことは、防災計画は、事故直後の避難だけ定めているだけでは不十分であること、避難地から元の生活に戻るまでを完全に網羅したものでなければならない、ということです。

ここまで、あるべき防災計画の内容について述べました。

では、その防災計画は、誰が定めるべきものでしょう

か。現在、原発事故時の対策は自治体において定めることとされています。しかし、原発事故は原発の設置・稼働によって不可避的に生じるものです。そうであれば、本来的に、原発設置者が自らの責任において、作成整備すべきものです。

ここで、国際的なスタンダードからみたときの防災計画の制度の在り方について述べます。

IAEA、国際原子力機関は、深層防護の指導理念をとっています。深層防護の理念とは、多層的な防護策をとるべきという理念ですが、その最後の防護策として、発電所外に放射性物質が放出された場合の影響を緩和するための緊急時計画の定めがあります。放射性物質が放出された場合に、十分な防護措置がとられる計画が、プラント建設前に、作成され、実行可能であることが確認できなければならないとされています。この深層防護の理念は、アメリカでもとられており、妥当で実行可能な緊急時計画の策定が原発の許可条件となっています。実際、アメリカでは、完璧な緊急計画が策定できなかったが故に、商業運転に至らずに廃炉になった原発もあります。

これに対し、日本では、電力会社の利益を図り、一方で地元住民の原発反対運動を押さえるために、深層防護の理念は取り入れられてきませんでした。このことが、福島第一原発事故で起きた被害の一因となっています。しかし、福島第一原発事故を経てもなお、我が国では、妥当で実効的な緊急時計画が原発の設置・稼働条件とされておらず、原子力規制委員会の審査とも連動していません。つまり、我が国の防災計画は、国際的な基準に達していないのです。

最後に、現在国や自治体が定めている原子力災害対策が、不備がある上に、定めてあっても絵に描いた餅に過ぎないことを述べます。

現在、国は、原子力災害対策指針を定め、自治体はその指針に整合するように地域防災計画を作成しています。

しかし、先ほど述べたあるべき防災計画からすると、国の定める原子力災害対策指針は、定める内容が限定されています。多くの問題点がありますが、主なものをいくつか挙げると、避難の対象とする地区も狭く、避難終了までのロードマップも定められていません。地域復興のために定められるべき放射性廃棄物の処分・管理の問題も定まっておらず、被ばく作業従事者に対する責任の所在も曖昧なままです。さらに、放射性物質を含んだ空気の一団、プルームの通り道になる地区の避難の問題や、緊急被ばく者に対する医療の問題も未検討なままです。要するに、国の定める原子力災害対策指針では、福島第一原発事故時に生じた被害、生じ得た被

害を防げないということです。

では、国の原子力災害対策指針を受けた地域防災計画の実効性はどうかというと、原発事故発生直後の対策に限っても、実効性がないと言わざるを得ません。いくつか問題点を挙げると、まず、事故時の情報提供に問題があります。当訴訟団の行った自治体への質問では、原発から30 km 県内の伊万里市が「防災行政無線が未整備」と回答しています。次に、素早く逃げるための避難手段がありません。佐賀県では、自家用車での避難が原則とされていますが、唐津市では自家用車両台数の把握をしておらず、そもそも実効的な計画が立てられているか検証できません。道路の整備も大きな問題ですが、伊万里市は未整備であると述べています。さらに、佐賀県に行ったシミュレーションによれば、30 km 圏外に避難するまでに最悪30時間半かかることが示されており、途中、ガソリン切れや故障が起これば、さらに道路は渋滞して逃げ道がなくなることとなります。

避難受け入れ体制の不備も問題です。避難者を受け入れる有田町は受け入れ体制がないと回答しています。避難を受け入れてもらう側も準備不足は明らかで、唐津市は、避難先の市町村と協議をしていないようです。仮に避難先からさらに避難することになれば、現状では全く計画がないため、住民は避難場所がないこととなります。

他にも多くの問題がありますが、結局のところ、原発事故が起きた際に住民が安全に避難することは不可能であることは明らかです。避難の可否について検証する第三者もおらず、責任の所在も不明です。

佐賀県は、昨年、広域避難訓練なるものを実施していますが、自家用車での避難が原則であるにもかかわらず、自家用車の参加台数はわずか15台です。また、災害時要援護者の避難訓練についても、参加者はわずか10人であり、実際の要援護者数8685人には到底及びません。避難訓練は形骸化したものであり、これでは、防災計画の実効性を検証することができないことは明らかです。

以上、述べてきたとおり、原発事故に対する防災計画は必要不可欠であるにもかかわらず、現状、あるべき防災計画、あるべき防災計画の制度の在り方には到底達しておらず、かえって、住民の生命・身体を害する計画が定められています。

したがって、玄海原発の稼働は決して許されないものです。



## 脱原発原告団全国連絡会結成!!

原告団長 長谷川 照

2014年9月23日、亀戸中央公園（ Dengue熱のため代々木公園から変更）での「9.23 さよなら原発全国大集会・大行進～鹿児島川内原発を許さない～」に参加の後に、さくら共同法律事務所地下会議室で「脱原発原告団全国連絡会」が結成されました。

第一回結成総会は、全国24訴訟中参加の意思表示のあった22原告団のうち17原告団から29名の参加者で開催されました。

会の目的と会費、事前に結成呼びかけ文に提案された会の目的「全国各地で原発差止訴訟を闘っている原告団がお互いの交流や情報交換、支援、政府への働きかけをできるだけ協力して行うために連絡をとりあい、ゆるやかに連帯することを目的とします。また、原発事故の刑事責任を追及する告訴団をはじめ、東電株主代表訴訟団、原発メーカー訴訟団、損害賠償訴訟などの原告団などとも広くつながりを持って連帯してゆくこととします。」が確認され、年会費は当座1万円とすることとしました。

会の役員 共同代表に小野有五さん（泊）、中島哲演さん（大飯）、蔦川正義さん（玄海）が選出され、また顧問を河合弘之さんと海渡雄一さん（脱原発全国弁護士会議共同代表）、そして鎌田慧さんに依頼することになりました。

事務局体制 大石光伸さんと米山愛さん（東海第2）、松田奈津子さん（河合弁護士原発訴訟秘書）を、なお東井怜さん（浜岡）には補佐をお願いすることになりました。

当面の課題 顧問の河合さんと海渡さんを交えて32名の猛者の激しい討議を踏まえ、

1. 「避難計画」をめぐる各地の状況と主張をメーリングリストで集約し共有する。
2. 住民避難および避難計画についての基本的な考えを整理し全国原告団連絡会としての「声明文」を起草して全国に発信する。特に、避難計画を作るべきは企業者であること、自治体は住民避難の責任だけを負わされる道理はないこと、したがって避難計画を作ることを拒否・放棄することを自治体に呼び掛ける。我々住民は安心して生活する権利があることを主張し、「避難などしない」ことを宣言する。
3. 小さな単位で国・自治体主催の「説明会」を要求し、避難計画など無理で、絵に描いた餅にもなっていないことを住民の中に明らかにしてゆく。
4. 全国で原発差止訴訟を闘う原告団として、大飯原発差止訴訟で獲得した福井地裁大飯判決を正義とし、政府ならびに規制委員会に対し「大飯判決についての見解を正し、原発を断念すること」をせまってゆく。その第一弾として原告団全国連絡会として政府交渉、規制委員会交渉を申し入れる。あわせて、全国に「大飯判決を尊重することの請願運動」を呼びかけることとする。

【感想】 昼間は、原発なくそう!九州玄海訴訟の旗をもって1万6千人の大集会と大行進に参加し、夜間は2時間を超える活発な議論をする、私たちにとって楽しい一日でした。





各地で原告の会が立ち上がり、多彩でユニークな取組みが行われています。原告を増やすためにさまざまな工夫をしています。みなさんの地域での活動の参考にしてください。

## いとしまの会活動報告

岡部 寛喜



岡部寛喜さんの原稿をよみあげる妻・美代子さん

私たちが居住する糸島市は玄海原発から18km～40km圏内に位置しています。恵まれた自然環境から収穫される農水産物は新鮮でおいしい「糸島ブランド」として、遠くは関東でも人気が高いようです。糸島市内の産地直売所は常に賑わっている状況です。この自然豊かな糸島市を原発の危険から守るために私達は活動しています。

糸島市には反原発の活動組織として、「風下の会」、「菜の花プロジェクト」、「原発なくす糸島の会」、「原発なくそう！九州玄海原発訴訟いとしまの会」（いとしまの会）などがあります。

池永修弁護士呼びかけにより、2012年2月22日に第1回いとしまの会会議を17名の原告で開催しました。その後、毎月1回の定例会議を継続して開いております。現在までに34回開催しました。出席者は、毎回13名～17名程度です。

今年4月からは定例日を原則として毎月第2木曜日と決め、午後6時～7時までは勉強会を、午後7時～9時まで会議を実施しています。勉強会では主にDVDを視聴し、福島の現在の状況などを学習しています。

岡部弁護士をリーダーとして1万人の原告達成を目指して頑張っています。その結果、現在糸島市内の原告は217名で、1万人目標に対する達成率16.3%です。

最初の取り組みは、2012年5月12日に開催した馬奈木昭雄弁護士の講演会です。手作りのピラや看板で地域の人々に講演会を告知し、大勢の方々に参加してくれるよう頑張りましたが、人が来てくれるのか大変心配でしたが、100名以上の人に参加してもらい大成功を収めました。その時の参加者名簿を元に原告加入を訴え、このとき原告が飛躍的に増えました。

その後も様々なイベントを行いました。特に、風船プロジェクトの発案者がいとしまの会の原告であったことが

ら、風船プロジェクトは、積極的に協力することとし、少しでも寒さを和らげようとの思いから豚汁やおにぎりを作って皆さんに販売しました。何度も現地を下見に行き、十分な準備をしました。玄海町の新婦人の方々及び藤浦町会議員のご尽力により公民館を使用させてもらうことができ、よりおいしい豚汁とおにぎりを作ることが出来ました。協力して何かを成し遂げることによってみんなの繋がりをより深いものにしていきました。

その後、原発再稼働反対という一点で集結できないかということとを昨年4月にいろんな団体に呼びかけました。そして、私たちいとしまの会を中心として「脱原発いとしまネットワーク」を立ち上げました。

脱原発いとしまネットワークは、今までバラバラに出していた、再稼働反対の議会請願を1つにまとめようと考え、署名つき請願を行うこととし、前原駅前呼びかけるなどして、4239名の署名を集め、糸島市議会に提出しましたが、昨年12月の議会で否決されました。

また、今年2月の糸島市長選挙には、木村公一氏を立て戦い、13794票を獲得（得票率29%）しましたが、残念ながら落選しました。しかし、保守色の強い糸島市でこれだけ得票できたことは大きな進歩だと思います。皆様の多大なご協力に大変感謝しております。

2月の市長選で当選した新糸島市長宛に、「玄海原子力発電所にかかわる事項について質問書」（主に災害計画について）を提出したのですが、市長からの回答が不十分でしたので、再度質問書を提出する予定です。

また、いとしまの会の原告の方が5名の新人糸島市議に対して毎月勉強会を実施していたところ、この議員の方々が中心となって「玄海原発再稼働を行わないことを求める意見書」を9

月議会に提出されましたが、本会議では、20人中9人しか賛成せず、否決となりました。これに懲りずに、再度再稼働反対の意見書などを提出したいと考えています。

「脱原発いとしまネットワーク」の運営役員は、ほとんどがいとしまの会の人と原発なくす会の人たちです。現在は私（の夫）がその代表を務めています。しかし、会議には「菜の花プロジェクト」や、「風下の会」の人も参加されます。今年の7月26日には、ドキュメンタリー映画「飯館村」の映画会を企画し、約300名の入場者に来て頂きました。この様な活動を通して、糸島市民に原発の危険を認識してもらうことができ、確実に反原発の運動が広がっていることを実感しています。

口頭弁論期日には、毎回いとしまの会で小型マイクロバスを貸切って20名程で参加しています。午前10時に糸島市役所を出発して、三瀬峠越えて佐賀県に入ります。峠を越えたところにある地元直販の食堂で少し早めの昼食をとります。佐賀県弁護士会館には12時ごろ到着しますので、いつも座って期日前集会に参加できています。行きの車中では岡部弁護士から裁判の流れの説明を聞き、帰りの車中では、参加者全員が裁判の感想を発表します。

以上のようなイベント開催及び口頭弁論期日の傍聴の他、イベントの後の打ち上げや、忘年会などで原告同士の繋がりを深め、原告拡大につなげていきます。今は年内に1万人原告を達成できるようにしたいということを合言葉に頑張っています。

Information

Information

**第11回裁判のご案内**

◎2015年1月23日(金) 14:00～

佐賀地方裁判所にて

12:30に佐賀県弁護士会館に集合

弁護士の駐車場にはバスが入るので停められません。自家用車でお越しの方は、お近くの駐車場に停めるか、公共交通機関でお越しください。バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。模擬法廷・報告集会はアバンセ(佐賀県立男女共同参画センター)で行います。ぜひ、ご参加ください。

**第12回裁判のご案内**

◎4月24日(金)〈予定〉

佐賀地方裁判所にて

集合場所、時間は第11回と同じです。

**第12陣提訴のご案内**

◎12月18日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館に集合

※今回の原告申込み締切 12月10日

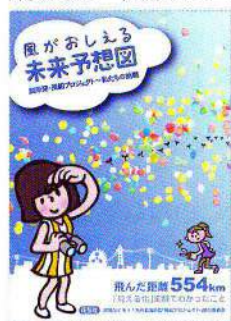
**風がおしえる未来予想図**

脱原発・風船プロジェクト～私たちの挑戦

風船の飛んだ距離554km。  
「見える化」実験でわかったこと。

本体1000円  
九州玄海訴訟「風船プロジェクト」実行委員会(編)

ご購入希望の方は事務局までご連絡ください。



去る10月10日、第10回くんだか符牒のいい数字が並んだ。裁判を傍聴した。裁判への参加は8回目だが、一般傍聴券は当たったことがなく、今回は「特別傍聴券」をいただき2度目の入廷であった。

そこでききなり妙な話だが、法廷内のやり取りは裁判官と弁護団が「業界用語」でやり合うように、わからないことが多い。法廷外の「模擬裁判」の方がよほどわかりよいと思った。それでも原告側は、陳述人が明快で

これに対して、被告の九州電力は準備書面を提出したことが、すなわち陳述したことになるらしく、法廷では準備書面の内容を語らないので傍聴者には何のことかわからない。被告の国は「九電に丸投げ!」のような感じで何もしゃべらない。裁判官からは、被告が「安全性」や「新規基準にかかわる対策と独自の対策」について述べるように催促されるありさま。中島さんの陳述の締めくくりの言葉、「裁判官の方々には、『司法は生きてほしい』と胸張って判決を書いて拍手を送った。

【久留米(ちっこ)の会)原告団長 高川 正義】

**第10回裁判を傍聴して参加者の感想****支える会のご案内**

支える会にぜひ、ご加入ください。

会員のみなさんは今年の会費の納入をお願いします。

- ★現在、会報を2,800人の方に届けています。手配りできるところは原告団が手配りで、それ以外の方には郵送しています。封筒代2万円と郵送料8万円ほどかかっています。会報は原告拡大数にあわせ、部数を増やし今は6000部を印刷し、印刷代が11万円程度かかっています。
- ★支える会の残高は10月末現在40万円ほどになっており、今回の号を支払ってしまったら、このままではあと1回しか会報を発行することができません。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をいただきますようお願いいたします。
- ★支える会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。同封の振込用紙にご記入いただき、ご入金いただければ会員として登録させていただきます。

年会費  
送金先

- ゆうちょ銀行間の振込  
口座記号番号 01760-6-90732  
名義人 玄海原発訴訟を支える会(ゲンカイゲンパツソショウヲササエルカイ)
- 他銀行からの振込  
店名 一七九店(179)当座 口座番号0090732

※転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団  
発行責任者/長谷川 照  
発行日/2014年11月15日

事務局/佐賀中央法律事務所  
佐賀市中央本町1-10  
ニュー寺元ビル3F  
Tel.0952-25-3121  
Fax.0952-25-3123

